

教 生 学 第 1 3 7 0 号
令和6年(2024年)12月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について
(通知)

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

昨今、青少年がいわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっており、これまでに逮捕された者や警察に保護を求めてきた者のうち、10代から20代の若者層が一定数を占めています。

現在、報道等において「闇バイト」と称している事案は、単なるアルバイトなどではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取り返しのつかない結果を招くことを児童生徒に伝え続けていくことが重要です。

つきましては、各学校において、冬期休業前までに、警察庁が作成した別添チラシ「それ、『バイト』ではなく『犯罪』です!!」を活用するとともに、とりわけ、各中学校・高等学校においては、道教委が北海道や道警察の協力により作成した別添の生徒向けチラシ「犯罪実行者募集の実態」を活用し、いわゆる「闇バイト」の実態を具体的に説明するなどして、児童生徒が犯罪に加担することがないように指導願います。

また、特に、中学3年生や高校3年生に対しては、進学を機に生活が変わりアルバイトを始める生徒や、卒業後に就職する生徒がいることから、1人1台端末を活用し、文部科学省の事務連絡の【参考】に記載した広報啓発資料のURLを配信するなど、重点的な周知による注意喚起をお願いします。

(学校安全係)